

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
<p>(株券等に含まない有価証券)</p> <p>第二条 令第六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 議決権のない株式（令第六条第一項に規定する議決権のない株式をいう。以下第八条第一項第二号において同じ。）であつて、議決権のある他の種類の株式に転換することができないものに係る株券</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(議決権の数の計算等)</p> <p>第八条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した株式に係る議決権の数は、次の各号に掲げる株式の種類に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>一 株式（次号及び第三号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。） 当該株式に係る議決権の数</p> <p>二 議決権のある他の種類の株式に転換することができる議決権のない株式（以下この号において「議決権転換株式」という。） 議決権転換株式が他の種類の株式に転換されたものとみなして計算した転換後の種類の株式に係る議決権の数</p> <p>三 議決権のある他の種類の株式に転換することができる議決権の</p>	<p>(株券等に含まない有価証券)</p> <p>第二条 令第六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 議決権のない株式（令第六条第一項に規定する議決権のない株式をいう。）に係る株券</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(議決権の数の計算等)</p> <p>第八条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した株式に係る議決権の数は、株式に係る議決権の数とする。</p>

2

ある株式（転換後の種類の株式に係る議決権の数が転換前の種類の株式に係る議決権の数に比べて増加するものに限る。以下この号において「議決権増加転換株式」という。） 議決権増加転換株式が他の種類の株式に転換されたものとみなして計算した転換後の種類の株式に係る議決権の数

（略）

2

（略）